

高砂市立斎場
指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月
高砂市生活環境部

目 次

	ページ
はじめに	1
1 公募の趣旨	1
(1) 公募の目的	
(2) 公募の根拠法令等	
2 公募の概要	1
(1) 公募施設の名称及び所在地	
(2) 指定期間	
(3) 募集及び選定の方式	
(4) 選定委員会の設置	
(5) 選定結果等の通知及び公表	
(6) 指定管理者候補者との協議及び仮協定締結	
(7) 指定管理者の指定と協定の締結	
(8) 募集及び指定のスケジュール	
3 施設及び設備の概要	3
(1) 施設の概要	
(2) 設置年月	
(3) 設備の概要	
(4) 年間火葬件数	
(5) 年間火葬炉運転日数	
4 指定管理者が行う業務の概要	4
(1) 業務内容	
(2) 管理業務以外の事業（自主事業等）の実施	
(3) 業務の一括委託の禁止	
(4) 利用料金制	
5 管理の基準	5
(1) 関係法令等の遵守	
(2) 公平性・公正性及び中立性の確保	
(3) 業務取扱時間及び休場日	
(4) 個人情報の保護	
(5) 情報公開	
(6) 文書の管理・保存	
(7) 守秘義務	
(8) 危機管理体制の確立	
(9) 接遇の確保及び向上	
(10) 市内雇用への配慮	
(11) 障がい者雇用の確保	
(12) 男女共同参画社会への推進協力	
(13) 適正な職員配置と管理責任者の指定	
(14) 物品の管理等	
(15) 事業計画書及び収支予算書の提出	
(16) 事業実績報告書の提出	
(17) 環境への配慮	
(18) 覚書等の締結	
(19) 帳簿等の調査	
6 事業収支に関する経費	7
(1) 指定管理料	
(2) 施設管理経費	
(3) 指定管理料のスライド	
(4) 斎場運営管理の経費実績	
(5) 自主事業実施に係る費用	

7	経費の支払い	9
(1)	指定管理料について	
(2)	指定管理委託料の支払い	
(3)	管理口座・区分経理	
8	指定管理料の精算	10
9	リスク分担	10
10	保証金納入又は各種保険への加入	10
(1)	履行保証保険	
(2)	施設賠償損害保険	
11	応募資格・条件	10
(1)	応募資格	
(2)	応募の条件	
(3)	共同事業体での応募の構成員の変更	
(4)	応募に関する留意事項	
12	応募の手続き	12
(1)	募集要項及び仕様書の配布	
(2)	公募説明会及び施設見学会の開催	
(3)	募集要項等の質問	
(4)	申請書類の受付	
(5)	申請書類	
13	指定管理者候補者の選定	14
(1)	資格審査	
(2)	選定委員会による審査	
(3)	指定管理者候補者の選定、協議	
(4)	審査結果の公表	
(5)	指定管理者候補者との協議及び仮協定締結	
14	協定の締結	16
(1)	指定管理者の指定	
(2)	協定締結の手順	
(3)	基本協定の項目内容	
15	モニタリング	17
(1)	事業報告書及び収支決算書の提出	
(2)	モニタリングの実施	
(3)	実績評価の実施	
(4)	業務の基準を満たしていない場合の措置	
16	その他	17
(1)	市監査委員の監査の協力	
(2)	業務の引継ぎ等	
(3)	事業の継続が困難になった場合の措置	
(4)	賃貸借契約について	
(5)	事業所税	
(6)	本市が特に必要と認めたものについて	
(7)	火葬炉更新工事について	
(8)	大規模改修工事について	
17	問い合わせ先	19
(1)	問い合わせ先	
(2)	住所	
(3)	電話	
(4)	FAX	
(5)	電子メールアドレス	
(別表1)	リスク分担表	20
(別表2)	審査項目と配点	21

高砂市立斎場の指定管理者募集要項

はじめに

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度（以下「制度」という。）が創設されました。

高砂市（以下「本市」という。）においては、平成18年4月から制度を導入し、施設ごとに管理のあり方等を継続的に検証しながら、段階的に制度への移行を進めてきました。

高砂市立斎場においては、平成24年度から制度を導入し、管理運営を行っております。令和9年3月31日の指定期間（5年間）終了に伴い、次期指定管理者を公募するものです。

1 公募の趣旨

(1) 公募の目的

本市では、高砂市立斎場（以下「斎場」という。）の管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的に設置目的を達成するため、能力やノウハウを持つ指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

(2) 公募の根拠法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、高砂市立斎場及び葬祭事業に関する条例（昭和59年条例第2号、以下「斎場条例」という。）及び高砂市立斎場及び葬祭事業に関する条例施行規則（昭和59年規則第5号、以下「斎場規則」という。）に基づき、指定管理者を公募します。

2 公募の概要

(1) 公募施設の名称及び所在地

名 称	所在地	所管課
高砂市立斎場	高砂市西畑4丁目15番22号	環境政策課

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(3) 募集及び選定の方式

指定管理者の募集については、斎場条例及び斎場規則に基づき、公募型とし、選定については、選定の基準を基に事業計画書、収支予算書の内容や事業実績等申請書類の審査等により総合評価方式で行います。

(4) 選定委員会の設置

「高砂市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、「高砂市指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査の基準により申請書類の審査を行います。選定委員会が、必要があると認めるときは、応募者の全部又は一部の応募者に提案

内容について、説明等を求める場合があります。

(5) 選定結果等の通知及び公表

選定委員会の審査を踏まえ、本市において、第1順位候補者（優先候補者）及び第2順位候補者（次点候補者）を選定します。選定に係る結果は、速やかに通知します。

(6) 指定管理者候補者との協議及び仮協定締結

選定された第1順位候補者と協定項目等の細目について協議し、協議成立後、仮協定を締結します。ただし、第1順位候補者との細目協議等の過程において交渉が成立しない場合や第1順位候補者が辞退した場合のみ、第2順位候補者と協議を行います。

(7) 指定管理者の指定と協定の締結

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。この指定の日を正式な協定の締結日として、本協定（基本協定）を締結する予定です。

(8) 募集及び指定のスケジュール

No.	内 容	日 程
1	募集要項の公表	令和8年 8月13日（木）
2	公募説明会及び施設見学会	令和8年 8月26日（水）
3	応募登録の受付、募集要項等に関する質問の受付	令和8年 8月26日（水）～ 令和8年8月31日（月）
4	募集要項等に関する質問の回答公表	令和8年 9月 9日（水）（予定）
5	指定申請書類の受付	令和8年 9月14日（月）～ 令和8年9月24日（木）
6	選定委員会による指定管理者候補者選定	令和8年10月下旬（予定）
7	指定管理者候補者の決定	令和8年10月下旬（予定）
8	選定結果の通知	令和8年10月下旬（予定）
9	細目協議、仮協定の締結	令和8年10月下旬～ 令和8年11月中旬（予定）
10	指定議案、債務負担行為の上程、議決	令和8年11月下旬～ 令和8年12月下旬（予定）
11	指定管理者の指定、告示 基本協定書の締結	令和8年12月下旬（予定）
12	管理運営の開始（年度協定の締結）	令和9年 4月 1日（木）

3 施設及び設備の概要

(1) 施設の概要

- ① 設置目的 公衆衛生の確保及び市民福祉の向上に寄与するための火葬施設
 - ② 施設規模
 - ア 建物 鉄筋コンクリート造平屋一部2階、車庫1階・倉庫1階
 - イ 敷地面積 17,209㎡
 - ウ 建築延面積 1,271㎡
 - エ 施設内容
 - ◇待合棟（待合ホール、和室1・2、湯沸室、喫茶コーナー、事務室、会議室、空調室、便所）
 - ◇火葬棟（告別室、告別ホール、炉前ホール、収骨室、火葬炉室、作業室、霊安室、作業員室、便所、機械室、発電機室、空調室、倉庫）
 - ◇附属棟（車庫、倉庫、自転車置場）
 - ◇附属施設（駐車場20台、和庭園）
 - ◇火葬炉（人体炉5基、汚物焼却炉1基）使用燃料は灯油
- ※なお、9年度においては、火葬炉の更新工事の進捗により火葬炉の運用は人体炉3基、汚物焼却炉1基となる期間があります。

(2) 設置年月

昭和59年5月

(3) 設備の概要

電気設備、冷暖房設備、消防設備、自動ドア、火葬炉設備、地下タンク等

(4) 年間火葬件数

●人体等	令和 5年度	1,144件（別途死産11件、胞衣等10件）
	令和 6年度	1,244件（別途死産12件、胞衣等26件）
	令和 7年度	1,135件（別途死産 7件、胞衣等 9件）
●犬、猫類	令和 5年度	753匹
	令和 6年度	689匹
	令和 7年度	658匹

(5) 年間火葬炉運転日数

令和 5年度	296日
令和 6年度	296日
令和 7年度	292日

※ 詳細は、別途配布する「高砂市立斎場管理運営仕様書（以下「仕様書」とする。）」参照。

4 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者は、制度の創設趣旨、斎場の設置目的を踏まえ、高砂市立斎場及び葬祭事業に関する条例第4条に定める以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を、「仕様書」に従っていただきます。

(1) 業務内容

- ① 死体の火葬に関する業務
- ② 胞衣、医療汚物等の焼却に関する業務
- ③ 犬、猫類の遺がいの収集運搬に関する業務
- ④ 犬、猫類の遺がいの焼却に関する業務
- ⑤ 霊きゆう自動車及びマイクロバスの運行に関する業務
- ⑥ 葬祭用祭壇の貸付け及び葬祭用品の支給に関する業務
- ⑦ 斎場の使用許可に関する業務
- ⑧ 斎場の使用料の徴収及び収納に関する業務
- ⑨ 斎場の維持管理に関する業務
- ⑩ その他斎場の管理上市長が必要と認める業務

(2) 指定管理業務以外の事業（自主事業等）の実施

指定管理者は、施設の利用利便性向上を図るため、本市の承認を得て、施設の設置目的に支障のない範囲以内において自主事業を行うことができます。

ただし、自主事業にかかる経費は、原則、指定管理者の負担とし、自主事業の実施により収益が発生した場合は、指定管理者の収入となります。

① 物販に関する事業（自動販売機等の設置）の運営

自動販売機等の設置・運営に関しては、斎場の管理運営上支障がなく、かつ利用者の利用利便性の向上のために必要であると認めるときは、指定管理者自らが行政財産目的外使用申請を本市に提出し、許可を受けたうえで、実施することができます。

本市が定める行政財産目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。

② 改修事業

指定管理者は、円滑かつ適正な指定管理業務を実施するうえで、必要な改修工事等を自らの費用で実施することができます。ただし、事前に本市が認めた内容に限ります。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、指定管理業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、再委託は可能ですが、予め本市へ承認申請書を提出し、許可を得る必要があります。

(4) 利用料金制

斎場では、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制は採用しません。

したがって、使用料収入はすべて本市に帰属します。

なお、指定管理者に委託する使用料徴収事務業務に係る経費は指定管理料に含みます。

5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

墓地、埋葬等に関する法律、地方自治法、地方自治法施行規則及び施行令ほか行政関連法規、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規、斎場条例、斎場規則、内規等、個人情報の保護に関する法律及び高砂市個人情報保護条例その他管理運営に適用される法令等の規定に従い、施設の設置目的に沿った管理運営を行うものとします。

(2) 公平性・公正性及び中立性の確保

斎場は市民生活にとって重要な業務内容を担う施設であることを充分認識し、使用者（遺族）はもとより、他のいかなる団体等に対しても有利な扱い、又は不利な扱いが行われることのないよう常に公平・公正で、かつ中立性を保つことを指定管理者による管理運営の基本姿勢とします。

(3) 業務取扱時間及び休場日

① 業務取扱時間 午前8時30分から午後5時15分まで（業務があった場合はこの限りではありません）

② 休場日 1月1日及び同月2日、斎場の保守に必要な日（ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではありません。）

* 休場日であっても、火葬予約の受付等と連絡業務を行う必要があります。

（詳細は仕様書参照）

(4) 個人情報の保護

管理運営を行うにあたっては、高砂市個人情報保護条例の規定に準拠し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報保護を含む情報セキュリティを厳守していただきます。

(5) 情報の公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、高砂市文書取扱規程に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、本市の指示に従って引き渡していただきます。

(7) 守秘義務

指定管理者は、管理を行うにあたって業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また自己の利益のために使用することはできません。さらに、指定管理の指定終了後も同様とします。

(8) 危機管理体制の確立

使用者などの安全を確保するために適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事件などの危機事象の発生時において、本市をはじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう万全の危機管理体制を確立してください。

(9) 接遇の確保及び向上

斎場の業務遂行にあたっては、使用者（遺族）の心情を察し、相手の立場にたって常に親切かつ丁寧な対応を行うことを接遇の基本姿勢とします。

(10) 市内雇用への配慮

本市の労働施策推進の視点から、指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して市内在住の者を採用するよう努めてください。（個別業務の再委託選定も含む）

(11) 障がい者雇用の確保

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することは、もとより、指定管理業務の実施に際して、業務遂行が可能と判断される個別業務について、率先して障がい者（身体、知的及び精神）の雇用を促進するよう努めてください。

(12) 男女共同参画社会への推進協力

本市の男女共同参画の推進に基づき、指定管理者は、性別にとらわれない雇用、登用をはじめ、仕事と家庭の両立支援等の積極的な取り組みなど、男女が働きやすい職場環境の整備に努めてください。

(13) 適正な職員配置と管理責任者の指定

指定管理者は、各業務を安定的かつ適切に実施するうえで、施設経営や施設・設備に精通した常勤・非常勤職員等を効率的かつ適正に配置してください。また、指定管理業務について総括的な責任を持ち、使用者や外部に対して斎場を代表する総括管理責任者（場長に相当する職）を指定してください。

(14) 物品の管理等

指定管理者は、本市の所有に属する物品については、注意を払って管理に努めてください。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、本市に報告するものとします。

(15) 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度10月末までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、本市と協議したうえで作成し、提出していただきます。

(16) 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書及び収支予算書を作成し、翌年度の5月末（年度終了後60日以内）までに提出していただきます。

(17) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ② 電気・ガス・石油類等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。
- ③ 煤煙、悪臭、ダイオキシン測定を行い、環境や人に影響を及ぼさないよう防止すること。（測定内容は仕様書による）
- ④ 施設の使用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(18) 覚書等の締結

管理運営の仕様、基準等の細目に関して、本市と指定管理者の両者協議の結果、別途締結する必要があると考えられる場合は、覚書等で定めるものとします。

(19) 帳簿等の調査

本市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

6 事業収支に関する経費

(1) 指定管理料

本市は、施設の管理運営にかかる経費として指定管理料を指定管理者に毎年度（4月1日から翌年3月31日まで分）支払うものとします。

なお、指定管理料には次の経費を含まないものとし、これらは本市が負担するものとします。

- ・建物の増改築、建物設備及び火葬炉、火葬炉附帯設備の更新にかかる経費

- ・建物及び建物附属設備の修繕のうち、1件50万円以上（消費税を含む）の修繕費
- ・火葬炉の修繕のうち、耐火材の全面又は大規模積替えにかかる経費
- ※ 指定期間の各年度についてご提案ください。（今回は令和9年度～令和13年度）
- ※ 応募時の申請において、指定管理料の上限額及び下限額は定めません。

(2) 施設管理経費

指定管理者が行う指定管理業務に伴う経費の対象は次のとおりです。

人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、保険料、委託料、雑費、その他経費

なお、上記対象経費には、次期指定管理者への交代に伴う引継ぎや指定管理業務に必要な研修等の実施に伴う費用を含むものとします。

※ 修繕費について

- ① 原則として設計金額が1件50万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕は、本市に連絡の上、指定管理者において実施してください。1件50万円以上のものについては、本市との事前協議が必要となります。
- ② 施工後は、速やかに修繕施工箇所が分かる写真及び費用の明細を示す資料を提出してください。
- ③ 修繕費は、年度終了後に実績を報告していただき、執行残額が発生する場合は、本市に返還するものとします。

(3) 指定管理料のスライド

予期せぬ社会情勢の変動に柔軟かつ適切に対応することを目的として、水準が上昇した場合には指定管理料の増額を、下落した場合には原則として減額を行うものとします。

- ① 指定管理料について、指定管理者が指定に係る応募時に提案した人件費、光熱水費及び業務委託費（対象経費）に対して、賃金や物価の水準をはかる指標を基に算出した変動率を乗じて、年度ごとの変動額を算出し、一定以上（±1%）の変動が認められる場合には、当該年度の指定管理料の調整を行います。
- ② 公募（申請）時に応募（申請）者は、上記対象経費を記載した「スライド制度対象経費計算書」（様式16）を提出してください。

指定管理者から提出された「スライド制度対象経費計算書」の内容を確認し、基本協定の締結までの間に指定管理者に人件費、光熱水費及び業務委託費の対象経費を申請時基準額として通知します。

※ 詳細については「高砂市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」（高砂市ホームページ掲載）を参照してください。

(4) 斎場運営管理の経費実績

指定管理運営年度（令和4年度～令和7年度）の経費実績額及び経費（消費税及び地方消費税含む。）は、以下のとおりです。

（単位：円）

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
管 理 者	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
合 計	33,557,900	30,015,655	29,128,885	28,900,600

経 費 内 訳

消耗品費	1,716,947	1,881,260	2,015,539	970,983
印刷製本費他	49,500	67,320	59,730	89,980
通信運搬費	232,570	228,641	222,325	232,457
燃料費	6,461,400	5,662,320	6,043,400	6,064,100
光熱水費	7,099,157	5,395,337	5,128,059	4,883,057
修繕費	1,007,006	1,000,012	1,000,020	1,258,213
委託料	11,940,731	11,029,499	9,977,468	10,257,085
使用料及び賃借料	228,360	232,584	232,584	232,584
保険料	18,830	18,830	18,830	18,830
雑費・備品購入費	169,400	58,120	66,780	435,020
車両維持管理費	—	—	—	—
その他・一般管理費	4,633,999	4,441,732	4,364,150	4,457,291
役務費	—	—	—	—
負担金補助及び交付金	—	—	—	—
公課費	—	—	—	—

* 経費実績には、大規模な修繕費及び人件費に係る経費は、含んでいません。

(5) 自主事業実施に係る費用

自主事業に伴う、飲食事業（コーヒー販売）及び自動販売機や各利用利便性向上のための機器、設備の設置に要する行政財産の目的外使用料などは、指定管理料の支出経費に含みません。 ※行政財産目的外使用に関する業務は本市が行います。

7 経費の支払い

(1) 指定管理料について

斎場の指定管理料は、本市において指定期間の債務負担行為限度額を決定します。

各年度の指定管理料については、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務を開始するまでに、指定管理者から提案のあった収支予算書の金額を踏まえ、本市と指定管理者とで協議し、債務負担行為限度額の範囲内において、次年度の年度協定を締結する中で決定するものとします。

※ 指定管理料提案時に想定できない事情がある場合については、別途協議するものとします。

(2) 指定管理委託料の支払い

指定管理料は、原則として四半期ごとに指定管理委託料として、4分割した金額を支払うこととしますが、支払い時期や方法の詳細については、年度協定に定めるものとします。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。
また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

8 指定管理料の精算

- 指定管理業務を本市が示した仕様水準どおりに確実に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。
- 修繕費については、年度終了後、年度協定に示す収支予算書の修繕費の額に達しない場合のみ精算を行うこととします。

9 リスク分担

管理業務に関するリスク分担は、本市と指定管理者で締結する協定書に定めるものとなりますが、P 20（別表1）「リスク分担表」にその考え方を示します。

ただし、リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、本市と指定管理者が協議の上、改めてリスク分担を決定します。

10 保証金納入又は各種保険への加入

(1) 履行保証保険

指定管理者は、指定管理業務に係る協定の履行を確保するために、指定管理委託料の十二分の四に相当する額を、履行保証金として、指定管理業務開始前に前納し、又は履行保証保険等の保険に加入していただきます。

履行保証金を納入した場合は、指定期間の満了をもって指定管理者に返還します。

(2) 施設賠償損害保険

指定管理者の故意または過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は指定管理者の負担となりますので、損害賠償保険等必要な補償規模の保険に加入してください。

ただし、施設そのものの欠陥や地震等の天災により、事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、本市の負担とします。全国市有物件災害共済会建物総合損害保険については、本市で加入します。

※ 市は、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する全国市長会市民総合賠償保険に加入しています。この保険において、平成23年4月から全ての指定管理者を被保険者とみなす扱いとなりました。ただし、指定管理者が独自に行う事業（条例に定める業務以外の事業で、市から実施を求めている業務）については、この保険の対象外となります。

11 応募資格・条件

当該施設の公募説明会及び現地見学会に参加、募集要項に関する質問又は設計図書の閲覧をするなど応募の意思表示をした者であること。

(1) 応募資格

次の①から③までを満たすものとします。

- ① 斎場の管理運営業務に知識と経験と資格、免許等を有し、当該施設を安全かつ円滑に運営できる法人等（法人格は必ずしも必要ないが、個人は応募できない。以下同じ。）であること。
- ② 法人その他の団体であること。
- ③ 法人等若しくはその役員又は共同でグループを構成する団体（以下「共同事業体」という。）若しくはその役員の全てが、次の事項に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において職員であった者が懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しないもの
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しているもの
 - オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者。ただし、公益法人、本市の出資団体及び公共的団体を除く
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続又は再生手続をしている者
 - キ 国税又は地方税について滞納しているもの
 - ク 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）の規定に抵触しているもの
 - ケ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - コ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
 - サ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- ④ 法人又は共同事業体は、消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けた者であること。

(2) 応募の条件

- ① 共同事業体で応募する場合は、代表する法人等（以下「代表構成団体」という。）を定めてください。
- ② 単独で応募した法人等は、共同事業体での応募の構成員（以下「構成団体」という。）になることはできません。
- ③ 複数の共同事業体において、同時に構成団体になることはできません。
- ④ 共同事業体の構成団体の変更は認めません。ただし、本市が特に理由があると認める場合にはこの限りではありません。

- ⑤ 個人情報を含む情報セキュリティに関する事項を厳守でき、社内における取組状況を証明できること。
 - ⑥ 緊急時、近隣から早急な応援体制が取れること、もしくは同等以上の能力を有する事が証明（近隣での団体所属職員数等）できる団体。
 - ⑦ 火葬業務経験２年以上の経験者を責任者として配置できること。
- (3) 共同事業体での応募の構成員の変更
- 共同事業体での応募の場合、代表構成団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。
- (4) 応募に関する留意事項
- ① 接触の禁止
- 選定委員会委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ② 応募内容の変更禁止
- 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 虚偽の記載をした場合の取り扱い
- 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④ 申請書類の取り扱い
- 申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ⑤ 応募の辞退
- 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式１３）を提出してください。
- ⑥ 費用の負担
- 応募及び審査に関して必要となる応募者の費用については、すべて応募者の負担とします。
- ⑦ 提出書類の著作権
- 本市が提示する設計図書等の著作権は高砂市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。ただし、本事業に関して公表する場合は、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ※ 本市市議会に指定管理者の候補者として提案する団体については、提出いただいた書類のうち、ノウハウ等が含まれるものであっても事業計画書等の提出書類は公表するものとします。また、高砂市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、個人情報を除き公開されます。
- ⑧ 追加資料の提出依頼
- 本市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

12 応募の手続き

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和8年8月13日（木）から9月24日（木）まで
（土・日・祝日を除く）
- ② 配布時間 9時から16時まで（12時から13時までを除く）
- ③ 配布場所 高砂市 生活環境部 環境政策課（高砂市役所本庁3F）
出来る限り、応募者が本市ホームページからダウンロードし、帳票を印刷するよう
心掛けてください。

※ この募集要項は、下記の市ホームページからダウンロードできます。

ホームページ : <http://www.city.takasago.lg.jp>

(2) 公募説明会及び施設見学会の開催

公募説明会及び施設見学会に参加を希望される応募者は、事前に公募説明会参加申込書（様式11）に必要事項を記入のうえ、8月21日（金）16時までに電子メール又はFAXで申し込みください。（環境政策課 宛）

- ① 開催日 令和8年8月26日（水）
- ② 時 間 13時30分から16時（予定）まで
- ③ 会 場 高砂市立斎場（高砂市西畑4丁目15番22号）
- ④ 参加者 1応募者につき2名までとします。

なお、公募説明会終了後、施設見学を行います。

(E-mail tact2915@city.takasago.lg.jp FAX 079-443-1102)

(3) 募集要項に関する質問

質問は、募集要項に関する質問書（様式12）を、FAXまたは電子メールでファイル添付（ワード形式）により提出してください。これ以外の方法（電話等）によるものは受け付けません。また、FAXまたは電子メールで送信後、受信開封確認又は電話にて受取り確認を行ってください。

- ① 受付期間 令和8年8月26日（水）から8月31日（月）16時必着
- ② 回 答 日 令和8年9月 9日（水）予定

本募集要項、仕様書に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限りません。

質問への回答は、ホームページにて公表します。

(4) 申請書類の受付

申請書類は、下記により直接持参してください。郵送による提出は受け付けません。

なお、必要書類が不足している場合は受け付けませんのでご注意ください。

- ① 受付期間 令和8年9月14日（月）から9月24日（木）まで
（土・日・祝日を除く）
- ② 受付時間 9時から16時まで（12時から13時までを除く）
- ③ 受付場所 高砂市 生活環境部 環境政策課（高砂市役所本庁3F）

(5) 申請書類

申請書類は次のとおりです。

- ① 指定管理者の指定申請書（条例施行規則：様式第1号）
- ② 団体の概要1（単独団体、代表構成団体用）（様式1）
- ③ 団体の概要2（共同事業体の構成団体用）（様式2）
- ④ 共同事業体協定書兼委任状（SPC設立、共同事業体の場合）（様式3）
- ⑤ 事業計画書（様式4）1～5（5枚）
- ⑥ 収支予算書（様式5）①、②（2枚）
- ⑦ 誓約書（様式6）
- ⑧ 指名競争入札の参加資格調査承諾書（様式7）
- ⑨ 書類が存在しない旨の申立書（様式8）
- ⑩ 納税証明書等交付申請書
- ⑪ （市税）完納証明書
- ⑫ 高砂市における暴力団の排除の推進に係る誓約書及び役員等一覧表（様式14及び様式15）
- ⑬ スライド対象経費計算書（様式16）
- ⑭ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑮ 団体が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（3箇月以内に取得したもの）
- ⑯ 団体が法人以外の場合は、代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）
- ⑰ 印鑑証明書（3箇月以内に取得したもの）
- ⑱ 納税証明書又は未納のないことの証明書（直近の3ヶ年）
 - ・国税：法人税、消費税及び地方消費税
 - ・都道府県税：法人都道府県税、法人事業税
- ⑲ 申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ⑳ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- ㉑ その他の資料（自主事業計画書及び収支予算書）

※ 提出部数 正本1部 副本10部 CD（様式1～5）1部とします。

※ 申請書類提出時には、本紙を1部ご持参ください。

副本のうち6部については、法人名など団体が特定できないようにしておいてください。

様式1～5及び様式14-別紙については、それぞれCD-ROMで1部提出してください。

13 指定管理者候補者の選定

(1) 資格審査

指定申請書の提出後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているか審査を行います。

(2) 選定委員会による審査

「高砂市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置し、審査を行います。なお、選定委員会の会議は原則非公開とします。

選定委員会が、必要があると認めるときは、応募者の全部又は一部の応募者に提案内容について、説明等を求める場合があります。その際には、別途各団体に通知します。

① 開催日時 令和8年10月上旬から10月下旬

② 開催場所 高砂市役所（予定）

③ 選定の基準

選定については、総務省通達の項目内容を踏まえ、以下に例示する項目などにより審査を行います。

ア 申請団体の経営状況（会社の資力などに関すること）

イ 申請団体の事業実績（過去の事業実績など）

ウ 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯対策、衛生など）

エ 事業に対する熱意や意欲、技術や使用者に対する接遇

オ 申請団体の職員の育成

カ 施設管理の計画、内容（火葬炉点検、葬祭業務受付、清掃など）

キ 施設管理に必要な人員の配置計画

ク 施設利用及び事業計画に関する理念及び基本方針

ケ 施設管理及び事業運営経費の収支

コ 使用者への平等な利用の確保ができること

サ その他

※P21（別表2）「審査項目と配点」を参照

(3) 指定管理者候補者の選定、協議

本市は、選定委員会の審査結果を受け、指定管理者候補者（第1順位候補者（優先候補者）及び第2順位候補者（次点候補者））を選定します。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、各応募団体宛に令和8年10月下旬（予定）に郵送にて通知します。

また、審査結果は市ホームページに公開します。

（公開する内容）

・ 応募者名（応募者が2者の場合はこの限りではない。）

・ 第1順位候補者となった団体の主な事業内容、選定理由

・ 応募者ごとの合計評価点（第1順位候補者以外は応募者名を特定しない形で公表）

※ 第1順位候補者とならなかった応募者については、申し出により合計評価点のみを公開することができます。

(5) 指定管理者候補者との協議及び仮協定締結

選定された第1順位候補者と協定項目等の細目について協議し、協議成立後、仮協定を締結します。（11月中旬予定）

ただし、第1順位候補者との細目協議等の過程において交渉が成立しない場合や第1順位候補者が辞退した場合のみ、第2順位候補者と協議を行います。

14 協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者を選定後、本市市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。本市市議会議決後に指定管理者を指定します。(12月下旬予定)

(2) 協定締結の手順

本市市議会の議決を経て指定管理者として指定した後、この指定の日を正式な協定の締結日として、基本協定を締結する予定です。(12月下旬予定)

(3) 基本協定の項目内容

先に実施する細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定は以下の項目について定めます。

- ① 管理する施設の概要について
- ② 指定管理の期間について
- ③ 管理業務について
- ④ 責任者の配置について
- ⑤ 再委託及び権利譲渡の禁止について
- ⑥ 施設の維持補修について
- ⑦ 事故報告について
- ⑧ 個人情報保護、情報公開について
- ⑨ 施設の改修、備品等の購入について
- ⑩ 事業計画及び管理経費について
- ⑪ 事業報告書の作成、提出及び定例報告について
- ⑫ 事業の報告等について
- ⑬ 維持管理、現地検査について
- ⑭ 指導及び助言、事業協力について
- ⑮ 調査報告、連絡会議について
- ⑯ 指定管理料の支払いについて
- ⑰ 損害賠償の義務について
- ⑱ リスク分担について
- ⑲ 履行保証金について
- ⑳ 指定の取消しについて
- ㉑ 留意事項及び協議事項について
- ㉒ 使用料について
- ㉓ その他必要な事項

※ 基本協定の解釈に疑義が生じた場合または基本協定に定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者は、信義誠実の原則に基づき、双方誠意をもって協議するものとします。

15 モニタリング

(1) 事業報告書及び収支決算書の提出

指定管理者は、毎月の月次報告書（月報）の提出以外に、事業報告書及び収支計算書、モニタリングシート（四半期ごと）を作成し、本市に提出するものとします。

また、毎年度事業終了後（60日以内）にも、事業報告書等を作成し、市に提出していただきます。

なお、事業報告書等の種類や書式、記載項目等については、市と指定管理者が協議して定めます。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的（原則四半期ごと）に、施設利用者から要望等の意見や満足度等を聴取するモニタリング（利用者アンケート、苦情・意見への対応等）を行っていただきます。

また、本市は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、必要と認めたときはモニタリング（実地調査、聞き取り調査等）を行います。

なお、実施時期や項目については、市と指定管理者が協議の上、決定します。

(3) 実績評価の実施

本市は、指定期間中、指定管理者が事業計画書に基づき実施する業務の水準を確認するため実績評価を実施します。事業の実績評価については、指定管理者から提出される事業報告書及び収支決算書やモニタリング結果（モニタリングシート）等をもとに、外部委員・本市職員で構成する高砂市指定管理者制度運用委員会が行います。

なお、評価項目については、基本的に応募申請時の選定の基準に係る審査項目について評価するものとします。

また、評価結果については、原則、公表するものとします。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や改善勧告を行い、改善が見られない場合は指定を取り消すことがあります。

16 その他

(1) 市監査委員の監査への協力

本市の監査委員が事務を監査するため必要があると認める場合は、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

(2) 業務の引継ぎ等

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、職員の募集・研修、また、現指定管理者との間での業務の引継ぎを自らの費用で行っていただきます。

指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者等へ業務を引き継ぐ際

は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担について、すべて次期指定管理者の負担となります。

現在雇用されている職員の継続雇用の配慮に努めるようにしてください。

(3) 事業の継続が困難になった場合の措置

① 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく斎場の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

② その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく斎場の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(4) 賃貸借契約について

斎場の設備等の賃貸借契約について、複数年のリース契約を締結している案件については、令和9年度以降も原則として継続契約をしていただきます。

(詳細は「仕様書」を参照)

(5) 事業所税

本市においては、現在、事業所税の課税団体ではないため、斎場において行われる事業に対しては、事業所税課税対象外となります。

(6) 本市が特に必要と認めたものについて

施設の利用等に関し、上記以外に本市が特に必要と認めたものについては、特段のご配慮をもって対応いただけるようお願いいたします。

(7) 火葬炉更新工事について

高砂市立斎場においては、令和7年度より令和9年度にかけて火葬炉更新工事を行っており、火葬炉更新工事を2炉ずつ行いながら火葬件数の変更はせず斎場運営を行っております。

(8) 大規模改修工事について

指定管理期間中に大規模改修工事を行う可能性があります、事業計画書については大規模改修工事の影響を考慮せず作成してください。

大規模改修工事を行う場合も、火葬件数の変更はせず斎場運営を行う予定です。

17 問合せ先

- (1) 問い合わせ先 高砂市 生活環境部 環境政策課
- (2) 住 所 〒676-8501
兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
- (3) 電 話 079(443)9029
- (4) F A X 079(443)1102
- (5) 電子メール tact2915@city.takasago.lg.jp

*本市ホームページ 斎場関連の情報もご覧ください。

<http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/13,0,132,752,html>

(別表1)
リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
使用者等市民への対応	指定管理者業務に関する要望、苦情等に対する対応		○
	地域との協調		○
法令等の変更	施設の管理運営に関する変更	○	
	指定管理者自身に関する変更		○
物価変動	物価変動に伴う人件費・燃料費光熱水費の経費増		○
	急激な物価変動	市と指定管理者で協議	
不可抗力	不可抗力（地震、火災、台風等）に伴う施設の修復にかかる経費の増加及び業務の変更、中止	○	
第三者による損害	市、指定管理者の何れにも責任がない第三者の行為によって、市の施設に発生した損害	○	
	市、指定管理者の何れにも責任がない第三者の行為によって、指定管理者の備品等に発生した損害		○
書類のあやまり	市が責任をもつ書類の誤り	○	
	指定管理者が作成した書類の内容誤り		○
資金調達	市から指定管理者への支払遅延によって生じたもの	○	
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じたもの		○
施設及び建物 付属設備	指定管理者の責めによるもの		○
	施設の構造上の原因によるもの	○	
	経年劣化を含む軽微なもの（50万円未満）		○
	上記以外	○	
火葬炉設備関係	火葬炉設備通常使用で経年劣化などの不具合修繕及び定期的に実施する修繕		○
	耐火材全面積替え及び操作盤などの電気設備、火葬炉付帯設備の更新	○	
第三者損害賠償	指定管理者の故意または重大な過失により第三者が損害を被った場合		○
	上記以外	○	

※本表に定める事項及び仕様書で疑義がある場合または定めのないものについては、本市と指定管理者が協議のうえ定めるものとします。

(別表2)

審査項目と配点

基準項目		審査項目	配点
1	住民の平等利用の確保について	管理運営理念・方針について	5
		施設利用者の平等利用の確保に対する考え方について	5
		斎場の設置目的に対する理解度	5
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減について	施設の特徴と活かし方について	5
		施設の適切な維持管理について	5
		管理経費の縮減と効率的な運営について (収支予算書への反映をあわせて審査)	5
		サービス向上に対する取組みについて (自主事業の企画提案も合わせて審査)	5
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について	火葬炉及び関連付属施設の維持管理能力について	10
		葬祭業務の業務遂行能力について	10
		団体の経営状況(管理実績、安定性、信頼性等)について	10
		業務を安定して行うための必要な人員配置と勤務体制について	5
		安定した管理を維持するための職員の質の向上への取組み (研修、指導監督)と組織体制について	5
4	個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	個人情報の適正な管理について	5
		情報公開に対する措置について	5
5	市民の要望及び苦情並びに安全管理について	要望・苦情処理、環境配慮及び地域への貢献に対する取組みについて	5
		防犯、防災、その他事故防止対策と緊急時対応について	5
6	事業計画書の内容に対しての提案額について	事業計画書の内容に対しての適正な提案額について	5
合 計			100